

福岡県議会議員(大野城市選挙区)

#ひろたか

福岡県議会議員 井上博隆事務所

〒816-0955 大野城市上大利4-2-1

TEL 092-596-9966

http://www.inouehirotaka.com/ E-mail:inouehirotaka.onoio@gmail.com

福岡県では4月30日、5月1日の2日間の日程で、新型コロナウイルス 感染症に関わる緊急的な予算措置を講じるための臨時議会が開催されました。

補正予算の総額は一般会計で706億5,500万円余となっています。補正予 算の主な内容は「感染拡大防止と医療体制の強化」として、幼稚園、県立学 校、障がい者施設等へ配布するマスクや消毒液などの購入経費、「医療提供 体制の強化」として感染症患者の入院を受け入れた医療機関に対する支援金 や医療機関へ配布するマスク・医療用ガウンの購入経費、「患者の受入体制 拡充」として感染症患者を受け入れるための医療機関等における当面必要な 入院病床を570床、軽症者等の療養生活を支援するための宿泊施設1,200室 を確保する経費、感染症に関する不安や疑問に対応するためのコールセン ターの設置経費などとなっています。

そのほか、「事業継続の支援」「地域経済の回復と社会構造の変革」として 各種様々な予算措置を講じています。これらに関しては私たちの日常生活と

いるすべての人

深く関わるものであるため、本報告書において詳しく解説します。大野城市 においても新型コロナウイルス感染症による経済悪化に対する政策として 市独自の対策をおこなっておりますが、本報告書においては、国と県の取り 組みのみを掲載させていただきます。大野城市の取り組みにつきましては市 のホームページをご確認ください。

緊急事態宣言による外出自粛や休業要請など非常に窮屈な生活が続いて おります。本当につらい環境の中で毎日を暮らしていらっしゃることと思い ますが、それでも私たちは自分のため、家族のため、他人(みんな)のため にやるべきことをやるしかありません。早く元の生活に戻れることを信じて 頑張りましょう。

最後に、自らの感染リスクを顧みず奮闘されている医療関係者、介護関係 者、保育関係者のみなさまをはじめ、様々な現場で社会を支えていただいて いるみなさまに心から敬意を表し、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス対策支援一覧 ●2020年5月2日時点で使える制度の一部をご紹介します

政令市・各自治体にも独自支援策があります

※住民基本台帳に記載(4月27日時点)されて

※DV 被害者への救済措置もあります



個人向け

すべての方に対して 子育て世帯向け

住居の確保をしたい (主に失業者向け)

家計が急変して 学費が払えない

特別定額給付金

子育て世帯臨時特別給付金

住居確保給付金

日本学生支援機構 家計急変 給付奨学金 一律1人10万円を給付

児童手当受給者に対して、**子ども1人当たり1万円を給付**

※手続きは不要 ※所得制限あり

対 象:離職・自営業の廃業等で住宅を失う恐れのある人など 支給額:家賃相当額(ただし上限額は市町村によって異なります) 支払期間:原則3か月(一定要件を満たせば最長9ヶ月まで可能)

対 象:大学・短大・高専・専修学校

学業成績、家計基準等で別途要件あり

支給額:月額 5,900 円~ 75,800 円 家計急変発生から 3 ヶ月以内の申込

各市区町村役場担当部署

各市区町村役場担当部署

市 : 市区の生活困窮者自立相談支援機関 町村:県の生活困窮者自立相談支援機関

○各在籍校の奨学金窓口

○日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00 (土日祝除く) 0570-666-301

生活の立て直しが必要 (主に失業者向け)

一時的に資金が必要 (主に休業者向け)

総合支援資金

無利子

緊急小口資金

複数世帯:月20万円以内 単身世帯:月15万円以内

据置期間:1年以内 償還期限:10年以内 貸付期限:原則3ヶ月以内

10万円以内、ただし特に必要と認められた場合は20万円以内 据置期間: 1年以内 償還期限: 2年以内

○各市区町村の社会福祉協議会 ○厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」 9:00-21:00(土日祝含む) 0120-46-1999

のば

税金が支払えない

県営住宅の 家賃が払えない

国民健康保険の 支払いが難しい

家計が急変して 奨学金返済ができない 税の徴収猶予「特例制度」

県営住宅家賃減免・猶予制度

国民健康保険軽減・減免措置

日本学生支援機構 奨学金返還期限猶予

納税者・特別徴収義務者:2020年2月以降、事業等に係る収入が前年同期比 20%以上減少し、納税が困難。

個人住民税・法人税・固定資産税等すべての税目が対象

減免要件:世帯収入が県の定める基準以下となった方

減免額:家賃の1/4~3/4

家賃猶予: 入居者の事情に応じて対応

軽減:会社都合退職 やむを得ない自己都合退職者で雇用保険受給資格者証取得者

前年の給与所得を30/100として計算

減免:新型コロナ感染症により生計維持者が死亡等の世帯など

猶予期間:1年毎に申請 通算10年まで

収入条件:直近3か月の給与明細書等を元に計算 ※ほかにも減額返済制度等もあり。詳細は機構へ

市町村税:各市区町村役場

福岡県住宅供給公社の各管理事務所

国税:各税務署

県税:各県税事務所

各市区町村の国民健康保険担当部署

日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00 (土日祝除く) 0570-666-301

労働者支援事務所)8:30~17:15(土日祝除く) 福岡:092-735-6149 北九州:093-967-3945

● 休暇、休業、解雇等の労働に対する相談は、「新型コロナ

ウイルス感染症 特別労働相談窓口(福岡県各地区 筑後:0942-30-1034 筑豊:0948-22-1149

● そのほかにも、公共料金、電話料金、住宅ローンなどに ついて、支払期限延長など個別の対応をしています。

公共料金については、国からも支払猶予について柔軟な





メール24時間受付 電話 0120-279-889

児童相談・児童虐待 全国共通ダイヤル



LINE 公式アカウント 「経済産業省 新型コロナ 事業者サポート」

LINE公式アカウント

福岡 新型コロナ対策

パーソナルサポート

対応を要請しています。







事業主向け

	売上が 50% 以上減少 した場合	F	持続化給付金	対象:売上が前年同月比で 50%以上減少している事業主 給付額:中小 上限 200 万円、個人事業者 上限 100 万円	持続化給付金事業コールセンター 8:30-19:00 (5·6月毎日) 直通 0120-115-570/IP電話 03-6831-0613
給付(もらえる)	売上が30%以上50%未満減少した場合		福岡県常福岡県持続化緊急支援金	法人: 上限 50 万円、 個人事業者等: 上限 25 万円 国の「持続化給付金」の対象とならない売上 30 ~ 50%減の事業主	福岡県持続化緊急支援金相談窓口 9:00-17:00(5月中は土日祝含む) 0570-094-894
	雇用の維持を図るための <mark>休業手当に</mark> 対して補償		雇用調整助成金(新型コロナ特例措置)	対象労働者: 1 人 1 日 8,330 円上限 助成率: 中小企業 9/10 大企業 3/4 休業補償 6 割を超える部分は 10/10 助成	福岡労働局「福岡助成金センター」 8:30-17:15(土日祝除く) 092-411-4701
	学校等休業による補償(雇用労働者向け)	F	小学校休業等対応助成金	対象:小学校等休校で労働者が有給休暇取得した場合 助成額: 1 日当たり 8,330 円 を上限で賃金相当額を助成	学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター
	学校等休業による補償(フリーランス向け)	}	小学校休業等対応支援金	対象:小学校等休校で休業したフリーランス 助成額: 1 日当たり 4,100 円	9:00-21:00(土日祝含む) 0120-60-3999
	新たな取組を始める事業主への支援	P	^{福岡県} 衆 新たな経営革新の取組支援	対象:売上高が前年同月比 15%以上減の事業主 例 デリバリー・テイクアウト等 給付額:上限 50 万円 補助率 3/4 ※経営革新につながる新たな事業の取組を幅広く支援	福岡県新事業支援課 9:00-17:00(土日祝除く) 092-643-3449
	テレワークを実施する企業を支援	P	福岡県衆 独自制度 テレワークの導入支援	対象:売上高が前年同月比 15%以上減の事業主 国の「IT 導入補助金」に 上乗せ 国の補助率: 2/3→国 + 県の補助率 3/4	福岡県中小企業振興課 9:00-17:00(土日祝除く) 092-643-3425
	宿泊事業者の感染予防策を支援	1	福岡県衆 独自制度 宿泊事業者の感染防止対策支援	給付額: 上限 50 万円 補助率 3/4 ※福岡市・北九州両政令市除く	福岡県観光振興課 9:00-17:00(土日祝除く) 092-643-3456
	需要が激減している花の消費を支援	1	福岡県衆 独自制度 花き消費促進緊急対策	店舗等で飾る花: 上限2万円/月 補助率: 2/3 花き産地が地元公共施設で飾る花: 1 産地 27 万円	福岡県園芸振興課 9:00-17:00(土日祝除く) 092-643-3574
貸付 (かりる)	資金繰りのため 融資を受けたい		新型コロナウイルス感染症特別貸付	対象要件:売上高が5%以上減少 融資利率:中小企業事業1.11%、国民生活事業1.36% 金利引下げ(3年間を上限に▲0.9%)、実質無利子制度あり(諸条件あり) 限度額:中小企業事業3億円(金利引下げ・利子補給の限度額1億円)、 国民生活事業6千万円(金利引下げ・利子補給の限度額3千万円) 融資期間:設備資金20年以内(据置5年以内)、運転資金15年以内(据置5年以内)	日本政策金融公庫 9:00-15:00 (土日祝除<) 福岡支店 092-431-5296 (中小企業事業) 092-411-9111 (国民生活事業) 北九州支店 093-531-9191 (中小企業事業)
			新型コロナウイルス対策マル経融資	対象要件:商工会等の経営指導員からの経営指導を受け、かつ売上高が 5%以上減少 融資利率: 1.21% 金利引下げ (3 年間を上限に▲0.9%)、実質無利子制度あり(諸条件あり) 限度額: 1 千万円 融資期間: <mark>設備資金 10 年以内(据置 4 年以内)、運転資金 7 年以内(据置 3 年以内)</mark>	093-541-7550 (国民生活事業) 事業資金相談ダイヤル 9:00-17:00 (土日祝除く) 0120-154-505
			セーフティーネット保証 (4号·5号) 危機関連保証	返済困難の際、県信用保証協会が債務の肩代わり 前年比売上 15%以上減: 100%保証 、5%以上減: 80%保証 ※下記の福岡県制度融資を利用するために必要となります。	○取引のある金融機関 ○福岡県信用保証協会 0120-112-249 ±日祝は 092-415-2604
			_{福岡県} 福岡県制度融資「新型コロナ ^{独自制度} ウイルス感染症対応資金」	対象要件: 売上高が 5%以上減少 融資利率: 実質無利子 (3 年経過後は 1.3%)(売上が 15%(個人事業主は 5%) 以上減少した方) 保証料率: 0%(売上が 15%(個人事業主は 5%) 以上減少した方) 限度額: 3 千万円以内 融資期間: 10 年以内 (据置 5 年以内)	福岡県庁新型コロナ経営相談窓口 9:00-17:00(土日祝含む) 0120-567-179
			福岡県制度融資 ^{独自制度} 「緊急経済対策資金」	対象要件: 売上高が 5%以上減少 融資利率: 1.3% 保証料率: 0% (売上が 15%以上減少した方) 限度額: 1 億円以内 融資期間: 10 年以内 (据置 2 年以内)	○取扱金融機関 ○各地区商工会議所・商工会
のばす)・	収入が減少したので税の減免をしたい		固定資産税•都市計画税減免制度	対象:2020年2月~10月までの任意の3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率 減免率: 30%~ 50%未満 1/2 50%以上 全額	各市区町村役場担当部署
((減 発	社会保険料の支払いができない			事業の停止・著しい損失などがあった場合に、納付が猶予される	健康保険協会・日本年金機構